

令和3年度第1回京都市環境影響評価審査会

【 摘 録 】

日 時：令和3年7月16日（金） 14：00～15：10

場 所：京都市役所分庁舎 第6会議室

出席委員：青野正二委員※，板倉豊委員，越後信哉委員※，柴田昌三委員※，竹見哲也委員，
建山和由委員※，東野達委員，平山貴美子委員，本田晶子委員※，安田龍介委員※，
山田悦委員※（11名）

欠席委員：大久保規子委員，勝見武委員，塩見康博委員，松田法子委員（4名）

（※＝オンライン参加）

【資料1】 第12次京都市環境影響評価審査会委員名簿

【資料2】 「株式会社ヨードクリーン 一般廃棄物中間処理施設（木くず破碎施設）の設置」
に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて

【参考資料】 諮問書

議 題 1 会長選任等

2 株式会社ヨードクリーン 一般廃棄物中間処理施設（木くず破碎施設）の設置に係る配
慮書案について（諮問及び審議）

議 事 1 開会

2 議事 以下のとおり

3 閉会

－ 摘 録 －

事 務 局 現在，11名の出席をいただいている。京都市環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき，本審査会が成立していることを報告する。

事 務 局 京都市環境影響評価等に関する条例施行規則第46条第2項の規定により，各委員からの互選により会長を選出する。

板 倉 委 員 これまで会長代行をお務めいただいた東野委員が適任かと思う。

（一同異議なし。東野委員了承。）

東 野 会 長 それでは，京都市環境影響評価等に関する条例施行規則第46条第4項の規定により，会長代理を「勝見委員」にお願いする。

東 野 会 長 続いて，京都市から諮問を受けたいと思う。

< 諮 問 >

- 東野会長 それでは、議題2の「株式会社ヨードクリーン 一般廃棄物中間処理施設（木くず破砕施設）の設置に係る配慮書案」の審議に移る。まず事務局から説明をお願いします。
- 事務局 < 資料2に基づき説明 >
- 東野会長 続いて、「株式会社ヨードクリーン 一般廃棄物中間処理施設（木くず破砕施設）の設置」について、株式会社ヨードクリーン（以下「事業者」という。）には、事業の概要及び配慮書案についての説明をお願いします。
- 事業者 < 配慮書案に基づき説明 >
- 平山委員 配慮書案6ページの図において「破砕物堆積場所」と「破砕後物堆積場所」が同じ青丸で示されているが、これらの違いについて教えていただきたい。
- 事業者 破砕機近くには多くの破砕物を置いておくことが難しいので、一時的に破砕後物堆積場所に移動させている。この破砕後物を堆肥製造場に移し、堆肥化させている。
- 柴田委員 更新機器については、特定の機器ありきになるのか。環境面への影響について他の機器との比較検討は行わないのか。
- 事業者 堆肥化には粉砕機を使用する必要がある。他の機器も調べた中でコンパクトなものを選定した。
- 柴田委員 他の機器も検討されたうえで選定されたことが配慮書案に記載されていないことが気になる。
- 事業者 配慮書では機器の選定過程についても記載する。
- 板倉委員 悪臭について、アンモニアの測定について記載があったが、その他複合的な臭いとして悪臭の苦情はないのか。
- 事業者 事業を開始した平成2年頃はよく苦情があったが、対応するよう改修してきたため、現在は悪臭の苦情はない。
- 竹見委員 粉じんの予測は定量的でなく定性的な評価とのことで良いか。
- 事業者 そのとおりである。粉じんに関しては可動壁の効果を定量的に予測するのが難しく、壁により一定の効果があるだろうとしているものである。
- 竹見委員 可動壁を設置しており、その影響も予測式に含めて騒音の評価をしているが、余り可動壁による騒音低減の効果が出ていない結果となっている。このことについてどのように評価されているか。
- 事業者 作業上、機器を壁で囲むのは不可能であり、可動壁には開いている部分があることから、壁による騒音低減効果が得られている箇所は設備直近敷地境界のみとなっている。ただ、機器の更新に伴い機器自体の騒音レベルが低減することから、全体的に騒音レベルが下がる予測となっている。
- 青野委員 機器の更新によって騒音レベルが6デシベル下がり、向きにもよるが可動壁による騒音低減効果で更に6デシベル下がる箇所もあることから、結果的に環境に良い選択になっていると思う。

- 山田委員 破砕機投入前に、投入しやすくするよう樹木を処理することはないのか。処理する場合、騒音が発生すると考えられるがいかがか。
- 事業者 樹木については持ち込む際に選定を行い、径の小さいもののみ破砕機に投入しており、加工等を行っていない。
- 越後委員 貯水池の規模及び流出先はどこか。
- 事業者 雨水を溜めておくものとして利用しているものであり、貯水量は140 m³である。大雨が降った際はオーバーフローすることもあるが、それ以外の時は溜まったままである。
- 安田委員 配慮書案73ページに記載されている粉じんの予測式において、基準風速を1 m/sとして計算されているが、この値は実際に測定を行った際の風速を使用すべきではないか。粉じん測定時に風速を測っていないのであれば、代表風速として予測に用いている1.8 m/sを使用したほうが良く、基準風速を1 m/sとして予測すると結果が過小評価されてしまうことになるがいかがか。
- 事業者 再度確認し、修正点があった場合は配慮書に反映させる。
- 安田委員 粉じんの現地調査結果は1回のみでの測定結果であり、実際の値は季節や時間帯によってかなり変動するであろう。実際に機器が稼働した際には粉じんのモニタリングを行い、適切に対処するようお願いする。
- 平山委員 可動壁の形状については、他の形状と検討した結果選択したものになるのか。
- 事業者 可動壁は、物を出し入れする際に壁を開ける必要があるため蛇腹のものとした。台風での安全対策も含めて検討したうえで形状を選択した。
- 本田委員 設備のエンジンが大きくなるに伴い、粉じんの程度や騒音の程度がどれくらい変化するのか気になる。特に、配慮書案81ページに示されている機器の騒音パワーレベルはどのような状態の時の値なのか。
- 事業者 機器の騒音パワーレベルについては、現状は破砕機稼働時に測定した値であり、機器更新後はメーカー資料に記載されている値である。現状の機器は老朽化していることもあり、大きな騒音パワーレベルを示している。
- 本田委員 破砕後物堆積所が屋外にあるが、風等で周囲に飛散する可能性はないか。微粒子となって人に影響を及ぼすことが懸念される。
- 事業者 堆肥化にはある程度の大きさが必要であり、破砕後の大きさは2センチ角程度となる。風で容易に飛ぶ大きさではないので、周囲に飛散することはない。
- 東野会長 既存の機器を廃棄する際の処理方法も含めて配慮書に記載すること。
また、柴田委員からの指摘にあったように機器の選定理由についても配慮書にしっかりと記載いただきたい。
- 東野会長 以上で審議を終了とする。
他にも意見がある場合は事務局に連絡をお願いする。
- 15:10 終了